

## 平成25年度決算に基づく「身延町健全化判断比率」及び「資金不足比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率が、9月定例議会において次のとおり報告されました。

### 平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率の現状

項目	比率	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	—	14.14%	実質黒字比率 13.96%
連結実質赤字比率	—	19.14%	連結実質黒字比率 17.29%
実質公債費比率	7.8%	25.0%	
将来負担比率	—	350.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、赤字が生じていないため「—」で表示

### 平成25年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況

会計名	比率	経営健全化基準
身延町簡易水道事業特別会計	—	20.0%
身延町農業集落排水事業等特別会計	—	20.0%
身延町下水道事業特別会計	—	20.0%
身延町下部奥の湯温泉事業特別会計	—	20.0%
身延町土地開発事業特別会計	—	20.0%

※資金不足比率については、すべての会計において赤字が生じていないため「—」で表示

- **健全化判断比率**：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率が、9月定例議会において次のとおり報告されました。
- **実質赤字比率**：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率が、9月定例議会において次のとおり報告されました。
- **連結実質赤字比率**：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率が、9月定例議会において次のとおり報告されました。
- **実質公債費比率**：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率が、9月定例議会において次のとおり報告されました。
- **将来負担比率**：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率が、9月定例議会において次のとおり報告されました。
- **資金不足比率**：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率が、9月定例議会において次のとおり報告されました。